

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針に基づく情報公開

1. 基本情報

事業所名	熊本ソフトウェア株式会社
所在地	熊本県上益城郡益城町大字田原2081-28
許可番号	派43-300130
許可年月日	平成20年10月1日
許可期間	令和3年10月1日 から令和8年9月30日まで

2. 令和7年度実績

派遣労働者数	11人（1日当たりの平均）
派遣先事業所数	8社（事業年度あたりの事業所数）
1日の派遣料金	24,992円（8時間当たり）
派遣労働者の賃金	14,840円（8時間当たり）
マージン率	40.6% マージン率（%） =（派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額）÷派遣料金の平均額×100 ※マージンに含まれるもの ・法定福利費：社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、労災保険、雇用保険） ・福利厚生費：有給休暇、健康診断等 ・運営事業費：オフィス賃料、通信費、人件費など ・広告宣伝費：募集広告など ・教育訓練費：スキルアップ研修、資格取得支援 ・営業利益：事業継続のための利益

3. 福利厚生等

福利厚生	・健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ・年次有給休暇 ・健康診断 ・キャリアカウンセリング
------	---

4. 教育訓練

派遣前（8時間）	労働安全衛生法第59条の規定に基づく『安全衛生教育』 入職時に必要な基礎知識・スキルを身につける『入職時研修』
2年～3年目（8時間／年）	派遣先業務や関連業務についての知識や技術を身につける『スキルアップ研修』
4年目以降（4時間／年）	職場のリーダーに必要なスキルを身につける『リーダー研修』、または顧客の要求を冷静に対応する力を身につける『クレーム対応研修』
その他	必要に応じて、個人情報保護、情報セキュリティに関する教育
主な実施方法	OFF-JT
賃金支給	有給
訓練費用	無償

5. 苦情処理・お問い合わせ窓口

担当者名	人材育成支援部 派遣担当
電話	096-289-2135
メール	edu@kmt-ics.co.jp

6. 労使協定に関する事項

労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定	締結している 対象となる派遣労働者の範囲： 情報処理・通信技術者、一般事務・秘書・受付、医療・介護事務員 有効期限：令和9年3月31日
--------------------------	--